

○総務省告示第五百三十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第一項第八号を次のように改める。

8 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第十号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備